

文化のみやこ～家康来訪400年～とうがね祭り 東金市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「文化のみやこ～家康来訪400年～とうがね祭り」（以下、事業）に際し、東金市内の市民活動及びまちづくりの推進を図るため、市民団体が自主的、主体的に企画し、実施する公益性のあるまちづくり事業を行う場合にとうがね祭り実行委員会（以下、主催者）がこれを支援するものである。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる市民団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主たる活動の場が市内にあること。
- (2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であること。
- (3) 団体を構成する者の年齢は、問わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。
 - ① 政治、宗教又は営利を目的とした団体
 - ② 市及び市の外郭団体から同一事業について補助金又はこれに類する金銭の交付を受けている団体
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、市民団体が自主的、主体的に企画及び実施するまちづくり事業であり、次に掲げるものとする。

- (1) 事業のコンセプト（家康来訪400年）にちなんだものであること
- (2) 市民の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業
- (3) 期間中（平成25年11月最終日まで）に市内で実施される事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

(交付の制限)

第4条 原則として補助金の交付は、1団体1事業とし、申請の代表者は複数の団体を兼ねることはできない。

(事業年度)

第5条 補助金の交付対象とする事業年度は、平成25年4月1日から同年11月に開催される東金市産業祭の開催日までとする。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施のために必要な人件費
- (2) 講師及び専門家への謝礼（補助団体構成員に対するものを除く。）
- (3) 事業実施のための旅費及び交通費
- (4) チラシ、ポスター、その他資料の作成費又は印刷費並びに材料、消耗品及び燃料費
- (5) 実施のための通信に係る経費
- (6) 備品購入費（一品当たりの補助限度額は、2万円とする。）
- (7) 機器類の賃借料
- (8) 保険料（火災、地震その他の災害の家屋に係るものは除く。）
- (9) その他事業の実施のために主催者が必要かつ適正と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 食糧費
- (2) 家賃（敷金及び礼金を含む。）
- (3) 土地の取得、造成及び補償に関する経費
- (4) 団体の経常的な運営に係る経費
- (5) 事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) 賞金・賞品等の経費
- (7) その他、補助事業に直接関係のない経費及び主催者が社会通念上適正でないと認められた経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次のいずれか低い額とし、主催者が特に必要と認める場合を除き、1事業につき30万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費の10分の10以内の額
- (2) 事業の支出総額から当該事業に係る収入を差し引いた額

(補助対象事業の公募)

第8条 補助金の交付を受けようとする市民団体は、主催者が定める申込期間内に東金市民提案型まちづくり事業提案書（別記第1号様式）を主催者に提出しなければならない。

- 2 主催者は、補助対象事業を募集するに当たり、募集要項を定めて公表するものとする。
- 3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法及び基準並びに申込期間を記載するものとする。

(選考)

第9条 主催者は、前条の規定により提出された事業について審査をするため、東金市民提案型まちづくり事業審査会(以下「審査会」という)を置く。

2 審査会は、前項の規定により主催者から意見を求められたときは、速やかに公開プレゼンテーションを実施のうえ事業の内容を審査し、その結果を主催者に報告しなければならない。

3 主催者は、選考を終えたときは速やかに、選考結果を団体に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条の規定により選考された団体が規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、主催者の定める期日までに東金市市民提案型まちづくり事業補助金交付申請書(別記第2号様式)を主催者に提出しなければならない。

(交付の条件)

第11条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合には、主催者の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、主催者の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに主催者に報告し、その指示を受けること。

(変更等の承認)

第12条 前条の規定により主催者の承認又は指示を受けようとするときは、東金市市民提案型まちづくり補助事業変更(中止・廃止・承認申請書(別記第3号様式))を主催者に提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 規則第11条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、主催者が指定する日現在の実施状況を東金市市民提案型まちづくり補助事業遂行状況報告書(別記第4号様式)により、その日から15日以内に主催者に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内に東金市市民提案型まちづくり補助事業実績報告書(別記第5号様式)を主催者に提出しなければならない。

(交付の請求)

第15条 規則第16条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、東金市市民提案型まちづくり事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を主催者に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第16条 概算払いによる補助金の交付を受けようとするときは、東金市市民提案型まちづくり事業補助金概算払請求書（別記第7号様式）を主催者に提出しなければならない。

2 概算払いを行う場合の交付額は、交付決定額の10分の8を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（関係書類の保管）

第17条 事業実施団体は、補助対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ関係書類を5年間は期間保管しなければならない。

《様式一覧》

第1号様式	東金市市民提案型まちづくり事業提案書
第1号様式（別紙1）	事業計画書（その1）
第1号様式（別紙2）	事業計画書（その2）
第1号様式（別紙2-別表）	年間事業スケジュール
第1号様式（別紙3）	事業収支予算書
第1号様式（別紙4）	団体の概要及び活動実績調書
第2号様式	東金市市民提案型まちづくり事業補助金交付申請書
第3号様式	東金市市民提案型まちづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書
第4号様式	東金市市民提案型まちづくり事業補助金遂行状況報告書
第4号様式（別紙1）	年間スケジュール遂行状況
第4号様式（別紙2）	事業収支遂行状況
第5号様式	東金市市民提案型まちづくり事業補助金実施完了報告書
第5号様式（別紙1）	事業活動報告書
第5号様式（別紙2）	事業収支決算書
第6号様式	東金市市民提案型まちづくり事業補助金 交付請求書
第7号様式	東金市市民提案型まちづくり事業補助金概算払請求書

様式は東金商工会議所 2 階窓口で配布または会議所ホームページからダウンロードが可能です。